

名家連ニュース

令和元年8月23日(金)
 発行：特定非営利活動法人
 名古屋市精神障害者家族会連合会
 会長 堀田 明
 TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 640号



平成30年度(平成31年3月末現在)



精神障害者保健福祉手帳の等級所持者数判明

名家連ニュース634号で名古屋市の各行政区ごとの精神保健福祉手帳の所持者数を掲載しました。その後、名古屋市全域の手帳等級別の所持者数が把握できましたのでお知らせいたします。尚、各行政区別の手帳等級別所持者数は、名古屋市の平成30年度年報が把握でき次第掲載いたします。

等級別	1 級	2 級	3 級	所持者合計
所持者数	1, 472人	16, 161人	8, 062人	25, 695人
比 率	5.7%	62.9%	31.4%	100.0%

名古屋市の精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数の推移

年度 \ 等級	1 級	2 級	3 級	合 計
平成18年度末	1, 069人 11.9%	5, 701人 63.5%	2, 208人 24.6%	8, 978人 100.0%
平成25年度末	1, 535人 8.3%	12, 384人 66.6%	4, 669人 25.1%	18, 588人 100.0%
平成29年度末	1, 444人 6.0%	15, 386人 63.8%	7, 287人 30.2%	24, 117人 100.0%

資料：名古屋市健康福祉年報より

名古屋市では、平成18年度末まで「医療費全科全額無料」の対象者は「障害程度重度(手帳1級)」に限定されてきました。平成19年、名古屋市内の16家族会が結束して「医療費負担が精神障害者と家族を苦しめている実情」を行政と議会各党派・地元の議員に訴え、また、請願書紹介議員の働きかけなどを展開して「障害程度中度(手帳2級)」まで対象とした「医療費全科全額無料化」を実現しました。

全科の医療費(入院・通院)が無料になる…「内なる偏見」から手帳の取得に躊躇していた本人・家族が手帳申請に踏み切ったこともあり、現在は当時の3倍近い方々が手帳を取得するようになりました。

全国の精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数の推移

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成25年度	105, 376 14.0%	460, 538 61.3%	185, 236 24.7%	751, 150 100.0%
平成29年度	120, 651 12.2%	590, 557 59.5%	280, 608 28.3%	991, 816 100.0%

資料：厚生労働省衛生行政報告より

手帳3級所持者の比率が高くなってきているが…？

名古屋市の手帳の等級別所持者数と全国の平均値とを比較すると、1級所持者の比率は極端に低く、3級所持者の比率が高くなっています。

名古屋市の医療費全科全額無料の対象者は手帳1級・2級所持者なので3級の比率が高くなれば対象者の比率も低くなります。また、医療費助成に留まらず、障害年金問題にも影響が及んでいきます。

理由：手帳の診断書も障害年金の診断書も内容はほとんど変わりません。診断書の様式や提出先、審査する場所が違って、診断書は同じ医師が作成します。日常生活能力や病状・障害状態等が3級判定となる手帳診断書であれば障害年金の診断書も同じ内容で記載されることになり「不支給」や「級落ち」になってしまう危険性が高くなってしまいます。

対応：こうした悲劇を未然に防止するため、「手帳申請の留意点」や「手帳の優遇措置」などについて認識を新たにしていくために、情報交換し合い、申請・更新の際の参考にしていきましょう。

(事務局：家族相談員/堀場)



◆◆ 障害者手帳を申請・更新する際の留意点 ◆◆



ポイント① 制度を知ろう

精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のある方が、一定の障害にあることを証明するものです。この手帳を持つことによって、精神障害のある方が、自立した生活と社会参加への一助となることを目的としています。受給の対象者は、精神障害が影響し、日常生活や社会参加に支障をきたすことのある方です。

◎ 対象に含まれる精神疾患は、統合失調症、非定型精神病、そううつ病、てんかん、中毒精神病、精神遅滞を除く器質精神病、高次脳機能障害、精神神経症状をとともなう発達障害などです。

◎ また精神障害者保健福祉手帳を受けるためには、精神疾患があると診断された日から6ヶ月以上経過していることが必要になります。

◎ 精神障害者保健福祉手帳の申込みをしてから各都道府県・政令指定都市と市の精神保健センターで審査され、等級が決まります。等級判定は、「精神障害者保健福祉手帳の等級判定基準の改正」(障発0303第1号平成23年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長名で各都道府県知事、指定都市市長に通知)をご参照ください。

◎ 更新は2年ごとにあり、有効期限の3ヶ月前から申請できます。

◎ 通知内容に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。

◎ 有効期限内に精神障害の状態が悪化したり、障害年金の等級が変更となったりした場合には、障害等級の変更を申請することができます。

◎ 手帳は障害年金とは違って年齢制限などはありません。



「手帳を申請・更新する際の留意点」の続編は名家連ニュース642号になりますのでご了承ください